



# oita市



潮騒と、咲き誇る紫陽花

関崎海星館(佐賀関)



## よくある質問

最新の情報については、市ホームページをご覧ください。

Q1 申請書の郵送には、事前の手続きが必要ですか。

A 事前の手続きは必要ありません。

Q2 給付金の申請・受け取りをするのは誰になりますか。

A 原則、世帯主が申請し世帯主が給付金を受け取ります。

Q3 振り込みの時期はいつになりますか。

A 申請状況にもよりますが、記載内容の不備がなければ、申請から10営業日以内の振り込みを目指しています。

Q4 振込先口座は誰の口座でもよいのですか。

A 口座の名義が世帯主(申請・受給者)と一致している必要があります。原則、世帯主以外の口座(配偶者、子、経営する会社など)は指定できませんのでご注意ください。

Q5 オンライン申請に必要な「署名用電子証明書の暗証番号」を忘れた場合はどうしたらよいですか。

A 「署名用電子証明書の暗証番号」を5回以上間違えるとロックされてしまいます。市民課窓口または各支所にて初期化の手続きが必要ですが、3密を避けるためにも郵送申請をおすすめします。

### ● 特別定額給付金のコールセンター

☎ 534-3301

[平日]午前9時～午後6時

[土・日曜日、祝日]午前9時～午後5時

### ● 特別定額給付金全般について詳しくは、こちらから



市ホームページ

### ● For Foreign Residents

#### 特別定額給付金のご案内

- Guide to the application for the "Special Cash Payments" (for COVID-19)
- 新型コロナウイルス特別定額補助金申請通知
- 신종 코로나바이러스 특별정액지급금 안내



City of Oita  
Official Website

### ● 配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

配偶者からの暴力を理由に住民票を移すことができない人は、世帯主でなくても、同伴者の分を含めて特別定額給付金を受け取れる措置があります。詳しくは、中央子ども家庭支援センター(☎537-5666)までご相談ください。

### 給付金の詐欺に注意!

「個人情報」「通帳・キャッシュカード」「暗証番号」の詐欺にご注意ください!



市役所や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。



市役所や総務省が「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。



「怪しいな」と思ったら、ご相談ください。

消費者ホットライン

☎ 188(局番なしの3桁)

新型コロナウイルス給付金関連  
消費者ホットライン

☎ 0120-213-188

# 特別定額給付金のご案内

給付額  
1人10万円

対象者 / 4月27日時点の住民基本台帳に記録されているすべての人

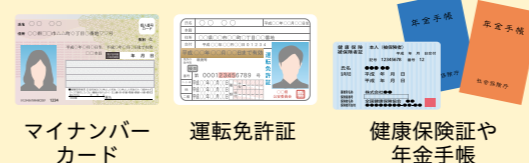
「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、迅速に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。特別定額給付金の手続きなどについてご案内します。

☎ 特別定額給付金事業実施本部事務局 ☎534-3301

## 郵送申請の場合

### 準備するもの

#### 本人確認書類(代表的な物)



#### 振込先口座の確認書類



申請書が届く

申請書に  
必要事項を記入

- ・申請書
- ・本人確認書類のコピー
- ・振込先口座の確認書類のコピー

※切り貼りせず、そのまま同封してください。  
※送る前に今一度、内容をご確認ください。

の3点を、  
同封の返信用封筒(切手不要)で郵送する

## オンライン申請の場合

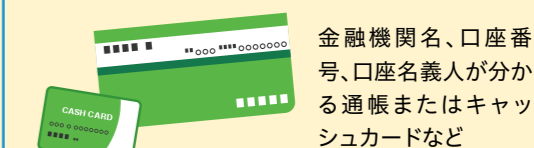
(マイナンバーカードをお持ちの人が対象です)

### 準備するもの

#### 申請者(世帯主)のマイナンバーカード



#### 振込先口座の確認書類



#### パソコンの場合



パソコン  
+  
ICカードリーダー

#### スマートフォンの場合

マイナンバーカード  
読み取り対応の  
スマートフォン



アプリ  
「マイナポータルAP」  
をインストールする



### ぴったりサービス(マイナポータル)で申請

- ・必要事項を入力
  - ・振込先口座の確認書類をアップロードする
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

マイナンバーカードを  
ICカードリーダーにセットし  
署名用電子証明書の  
暗証番号を入力する

署名用電子証明書の  
暗証番号を入力し  
マイナンバーカードに  
スマートフォンを  
あてて読み取る

口座に振り込み

郵送の手続き上、オンライン申請が完了した人にも申請書をお送りしています。お手数ですが破棄するようお願いいたします。

事業主が申請

資金繰り  
のため  
融資  
を受けたい

**危機関連保証** 15%以上売上減  
**セーフティネット保証4号・5号**〈4号〉20%以上売上減 〈5号〉5%以上売上減  
**利子補給事業** ●大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金(上限3,000万円)にかかる利子(年利1.3%)相当額  
 ●補給期間:3年間  
 (利子支払開始月から3年を経過する日の属する月まで)  
 ☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

売上げが  
半減した

**小規模事業者店舗家賃支援補助金** ※対象業種を全業種に拡大して実施しています。  
 ●補助対象:市内に本店があり、3～5月のいずれかの売上が対前年同月比で50%以上減少している小規模事業者  
 ●補助対象経費:市内の事業所等の家賃相当額3カ月分  
 ●補助率等:月額家賃の5分の4(1カ月当たり上限8万円) ●申請期限:6月30日(火)  
 ●その他:原則、郵送での申請です。詳しくは、コールセンターへお問い合わせください。  
 ☎ 商工労政課 ☎547-9791(コールセンター)

感染拡大防止  
のために、  
施設改修  
したい

**感染予防対策施設改修支援事業費補助金**  
 ●補助対象者:本店が市内にある中小規模事業者  
 ●補助対象経費:感染拡大防止に係る施設改修費の実費 ●補助率:3分の2  
 ●補助限度額:1事業所当たり10万円かつ1事業者当たり30万円  
 ●対象:4月1日以降の改修費用  
 ☎ 開発建築指導課 ☎537-5635

商店街を  
活性化したい

**商店街活性化事業(新型コロナウイルス感染症対策)**  
 ①感染症拡大防止関連の取り組み(衛生管理事業、広報事業、テークアウト事業など)に対して1商店街当たり上限100万円補助  
 ②商店街発行プレミアム付商品券の発行に最大350万円補助  
**商店街等応援プロジェクト支援事業補助金**  
 ●市内全域の事業者を対象に、それらの事業者を取りまとめて応援する取り組みに最大150万円を補助  
 ☎ 商工労政課 ☎537-7294

経営  
などについて、  
相談したい

**中小企業者・個人事業主 経営・金融相談窓口**  
 ●受付時間:月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)  
 ☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

新型コロナウイルス  
感染症の拡大により  
農産物の  
売上が  
減少した

**農業振興資金 信用保証料等補助金**  
 ●農業者が大分市農業振興資金の貸し付けを受ける際に必要な手数料および信用保証料を補助します。  
 ☎ 農政課 ☎537-5628

新型コロナウイルス  
感染症の影響を受け  
納税が困難

地方税の納付が困難な場合は、納税が猶予されることがあります。まずは、電話でご相談ください。  
 ●対象:市・県民税(4期は対象外)、市・県民税特別徴収、固定資産税(償却資産を含む)、軽自動車税、法人市民税、事業所税、国民健康保険税  
 ☎ 納税課 ☎537-5691、537-5692、537-5732  
 国民健康保険税については 国保年金課 ☎537-5738

水道料金の  
支払いが困難

水道料金を免除します。  
 ●免除対象:①3月から5月において、いずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している全ての事業者  
 ②市の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援・助成制度(4ページ「世帯で申請」のいずれか)の適用を受けている個人  
 ●免除額:6月請求分(4月・5月使用水量分)または7月請求分(5月・6月使用水量分)の水道料金全額  
 ☎ 上下水道局 営業課 ☎538-1211

その他

その他にも各種助成があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 支援・助成制度のご案内

新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況を踏まえ、市独自の取り組みを含む支援措置をご案内します。

世帯で申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受け  
主に「休業」等により  
収入が減少した

**貸付 緊急小口資金(特例)**  
 ●貸付上限:20万円以内 ●据置期間:1年以内  
 ●償還期限:2年以内  
 ☎ 市社会福祉協議会 ☎547-8319

新型コロナウイルス感染症の影響を受け  
主に「失業」等により  
収入が減少した

**貸付 総合支援資金(特例)**  
 ●貸付上限:単身15万円以内、2人以上20万円以内  
 ●据置期間:1年以内 ●償還期限:10年以内  
 ●貸付期間:原則3カ月以内  
 ☎ 市社会福祉協議会 ☎547-8319

「住居」を失った・  
失うかもしれない

**住居確保給付金**(支給要件があります。)  
 ●支給額:家賃相当額(生活保護の住宅扶助限度額が上限)  
 ●支給期間:原則3カ月(延長ができる場合もあります。)  
 ☎ 市社会福祉協議会 ☎547-8319

新型コロナウイルス感染症の影響を受け  
一時的に「収入」が  
減少した  
ひとり親の人

**母子・父子・寡婦福祉資金**(生活資金)  
 ●ひとり親となって7年未満の人またはひとり親で離職後1年以内の人が生活資金を借りる際、保証人がいないときに必要な利子を補給(年利1.0%)  
 ☎ 子育て支援課 ☎537-5721

新型コロナウイルス感染症の影響を受け  
「家計」が急変し、  
子どもの  
学資が足りない

**就学援助**(支給要件があります。)  
 感染症の影響による家計急変に対応します。  
 ●就学(小・中学校、義務教育学校)に必要な経費の一部を援助  
**大分市緊急採用奨学資金**(資格要件があります。)  
 ●貸与額:高校・高専(国公立)10,000円/月 (私立)20,000円/月  
 大学・短大 45,000円/月  
 ●貸与期間:貸与決定月から1年間 ●返還期間:15年以内  
 ☎ 学校教育課 ☎537-5903

市営住宅等に  
入居している人

**家賃減額措置**  
 ●市営住宅、従前住居者用賃貸住宅(駅南住宅みやびのもり、第2駅南住宅ふれあいのもり)の入居者で収入が著しく減少した人は、家賃が減額できる場合があります。  
 ☎ 住宅課 ☎537-5977  
 ☎ 県住宅供給公社市営住宅管理センター ☎533-1674  
 ☎ 個別大興産 第2大分市営住宅管理センター ☎536-2555

「運営資金」を  
借り入れた

**医療機関運営資金貸付金利子補給金**  
 ●補給期間:最大3年間 ☎ 保健総務課 ☎536-2222  
**障がい者福祉施設等運営資金貸付金利子補給金**  
 ●補給期間:最大3年間 ☎ 障害福祉課 ☎537-5785  
**高齢者福祉施設等運営資金貸付金利子補給金**  
 ●補給期間:最大3年間 ☎ 長寿福祉課 ☎537-5744

福祉施設が申請  
医療機関



# こんなときは悩まずに まずは連絡・相談してください

## 児童虐待についての連絡は

「昼夜を問わず、大人の怒鳴り声や子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる」「たたかれたあざや不自然なけががある」「夜、一人外に出されている」などの虐待が疑われる状況を見つけたときは、連絡ください。

### 児童虐待の通報・相談窓口

通報者の個人情報は守られます。

中央子ども家庭支援センター ☎537-5688  
月～金曜日 午前8時30分～午後6時\*

東部子ども家庭支援センター ☎527-2140

西部子ども家庭支援センター ☎541-1440  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分\*

県中央児童相談所 ☎544-2016  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分\*

◎警察署 ※緊急時は110番へ

大分中央警察署 ☎533-2131

大分東警察署 ☎527-2131

大分南警察署 ☎542-2131



※近くの児童相談所につながります。

## 女性に対する暴力などについての相談は

配偶者やパートナーからの暴力、セクハラ、ストーカー行為など、女性の人権を侵害するような問題でお悩みのときは、ぜひ相談ください。

### 配偶者やパートナーからの暴力

市配偶者暴力相談支援センター  
(中央子ども家庭支援センター内) ☎537-5666  
月～金曜日 午前8時30分～午後6時\*

### 県配偶者暴力相談支援センター

● 婦人相談所 ☎544-3900  
月～金曜日 午前9時～午後9時  
土・日曜日、祝日 午後1時～5時、午後6時～9時  
※来所相談(要予約)月～金曜日 午前9時～午後5時\*

● アイネス ☎534-8874  
月～金曜日 午前9時～午後4時30分\*

### 配偶者やパートナーからの暴力、 ストーカー被害など

警察安全相談(県警察本部) ※休日・夜間は当直対応  
(総合相談) ☎534-9110(短縮(#9110))  
(性犯罪被害相談) ☎0120-81-0355(短縮(#8103))  
大分中央警察署 ☎533-2131  
大分東警察署 ☎527-2131  
大分南警察署 ☎542-2131

### 女性の人権問題

女性の人権ホットライン  
(大分地方法務局) ☎0570-070-810  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分\*

### 職場でのセクハラや性別による差別的取り扱い

大分労働局雇用環境・均等室 ☎532-4025  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分\*

### スクール・セクハラ

学校教育課 ☎537-5648  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分\*

県人権教育・部落差別解消推進課 ☎534-4366

☐no-sekudara@pref.oita.lg.jp

月～金曜日 午前9時～午後5時\*

### 性暴力

おおいた性暴力  
救援センター・すみれ ☎532-0330  
月～金曜日 午前9時～午後8時\*



### 妊娠(望まない妊娠も含む)、 性感染症・婦人科疾患、DV など 性的暴力や母子家庭の経済的悩み

おおいた妊娠ヘルプセンター  
☎529-7874 フリーダイヤル ☎0120-241-783

☐ninsin-783@sage.ocn.ne.jp

※来所相談…産婦人科医師による相談(要予約)、  
専任助産師による相談(随時)

水～日曜日 午前11時30分～午後7時(年末年始を除く)

★祝日、年末年始を除く

## 体を動かそう

### ●意識して「動く」ようにしましょう

座っている時間を減らし、足踏みをするなど、「動く」ことを心掛けましょう。

### ●散歩をしよう

人混みを避け、一人や少人数であれば感染の危険性は低いと言われています。ご近所を少し歩くだけでも、運動になります。



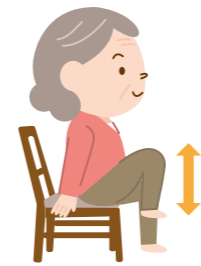
### ●自宅でできる体操をやってみよう

#### ①膝伸ばし



椅子に座り、  
片足を上げ伸ばす

#### ②足踏み・膝上げ



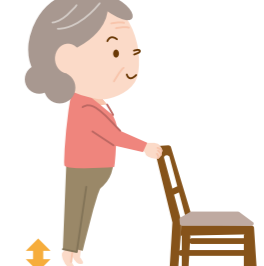
座って足踏みする

#### ③片足立ち



椅子の横に立ち、背も  
たれを持ちながら、椅  
子と反対側の膝を後  
ろに上げる

#### ④つま先立ち



椅子の後ろに立ち、両  
手で背もたれを持ち  
ながら、かかとの上げ  
下げを繰り返す

### ★ポイント

・ゆっくりと動かすことを心掛け、回数はできる範囲で多くやってみましょう。  
・毎日続けることが大切です。

注意：無理はせず、また起床・食後すぐはしないでください。痛くなったら中断し専門家へ相談してください。

## お口をしっかりと使おう

### ●1日3食、バランスの良い 食事をしっかりと噛んで食べよう



### ●定期的に家族や友人と電話 でお話しよう



### ●お口の体操をやってみよう

食事前に10回やってみましょう。目標は1日30回!



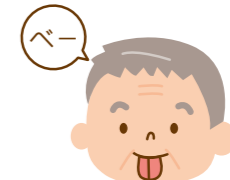
大きく開く



大きく横に広げる



強く前に突き出す



突き出して下に伸ばす

市ホームページに、運動・栄養・口腔に関する情報を掲載しています。



市ホームページ

高齢者の  
皆さんへ

生活不活発(動かないこと)  
に気を付けよう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、自宅での時間が増えているのではないだろうか。外出の機会が減り、動かない(生活が不活発な)状態が続くと、歩行や入浴などの生活の動きができにくくなり、疲れやすくなったりして、フレイル(虚弱)が進んでしまいます。体と口を動かしてフレイルを防ぎましょう。

☎537-5746  
長寿福祉課



### 6月は環境月間です

環境省では6月を「環境月間」としています。節電など、CO<sub>2</sub>削減の取り組みを行い環境保全への関心と理解を高めましょう。  
☎ 環境対策課(☎537-5758)

### 中心市街地への出店を支援します

中心市街地の活性化を図ることを目的に、事業を実施する個人・法人、団体を補助します。

まちなか出店支援事業	
補助率	2分の1
補助限度額	事業者…100万円
	商店街団体…150万円

※改装費・備品購入費・広告費が対象

■その他・☎ 実施前の申請が必要です。詳しくは、商工労政課(本庁舎9階 ☎537-5959)へ。

### 男女共同参画に関する研修の講師を派遣します

■対象:男女共同参画、女性の人権、ハラスメントなどのテーマについての研修をおおむね10人以上で実施予定の市内居住の個人・団体  
■申込み・☎ 男女共同参画センターに備え付けの申込用紙(市ホームページでダウンロードも可)に記入し、同センター(コンパルホール2階 ☎574-5577)へ。

## 02 送付と振込

### 介護保険料決定通知書

■対象者:65歳以上の入  
■送付時期:6月中旬  
■送付内容:1年分の納付書または口座振替通知書を送付します。特別徴収の人は特別徴収通知書を送付します。  
☎ 長寿福祉課(☎537-5741)

市報に掲載している情報は、新型コロナウイルス感染症対策などのため、変更・中止になる場合があります。

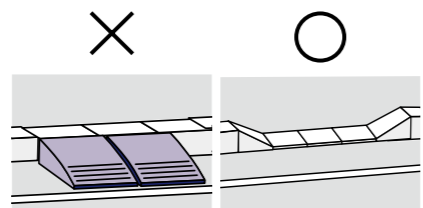
詳しくは、市ホームページをご覧ください。※掲載している情報は5月12日(火)時点のものです。

### 3年度から使用される教科書見本を展示します

◎特設展示  
■期間:6月12日(金)~25日(休) 午前9時~午後5時(土・日曜日を除く)  
■場所:市教育センター2階 資料閲覧室(碩田町三丁目)  
◎常設展示  
■開始日:6月12日(金)  
■時間:午前9時~午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)  
■場所:学校教育課(第2庁舎4階)  
☎ 学校教育課(☎537-5648)

### 道路上に乗り入れブロックを置かないでください

車の出入りのために、乗り入れブロックや鉄板などを道路に置くと、歩行者やバイク、自転車が転倒することがあります。また、雨水の流れを止め、冠水の原因となることがあります。安全・安心に通行できるよう、道路上に乗り入れブロックなどを設置しないでください。  
☎ 土木管理課(☎537-5992)  
※なお、歩道の切り下げが必要な場合は、自己負担で工事を行うことができます。詳しくは、道路維持課(☎537-5769)へ。



### 建設リサイクル法の啓発パトロールを実施します

6月22日(月)~26日(金)は全国一斉パトロール期間です。期間中は、市内全域を対象に解体工事現場や新築工事現場などに立ち入り、分別解体と廃棄物の処分などの調査と指導を行います。  
☎ 開発建築指導課(☎537-5635)

### 穴ぼこ110番

道路の穴ぼこや側溝ぶたのがたつきなどを見掛けたら、連絡をお願いします。  
●市道…道路維持課(☎537-5769)  
●国道(10号、210号宮崎交差点~大分市境)…国土交通省大分維持出張所(☎543-2030)、道路緊急ダイヤル(☎#9910) ●県道、上記以外の国道…県大分土木事務所(☎558-2141)

### 女性のための相談窓口をご利用ください

◎女性のためのなんでも相談(☎574-5578)  
夫婦のこと、人間関係や仕事のことなど、なんでもお気軽にご相談ください。  
■日時:毎週月・金・土曜日 午前10時~午後4時 毎週火・木曜日 午後2時~8時  
※面接相談も可(予約制で当日可)  
◎心の整理を目的とした傾聴相談(面接)  
■日時:毎週水曜日 午前10時~正午、午後1時~3時 ※予約制で当日可  
☎ 場所・☎ 男女共同参画センター(コンパルホール2階 ☎574-5577)

### 市議会本会議の傍聴を変更します

4月~9月の間の市議会本会議は、議場の改修のため議会棟4階の全員協議会室で行いますが、スペースの都合により傍聴ができません。議会棟3階の課長控室で議会中継が視聴できますので、ご利用ください。  
※ケーブルテレビとインターネットについては、従来通り議会中継を行います。  
■その他・☎ 視聴の受け付けは、議会事務局総務課(☎537-5644)へ。



### 児童手当の受給者は現況届の提出をお早めに

児童手当の受給者へ現況届を6月初旬に送付します。6月1日現在の状況を記入し、6月30日(火)までに提出してください。該当者で届いていない人はご連絡ください。  
提出のない場合は、6月分以降(10月振込分)の手当が支給できませんのでご注意ください。  
なお、子育て世帯への臨時特別給付金については、6月上旬に案内通知を送付します。  
☎ 子育て支援課(☎537-5793)

### 介護保険負担限度額認定申請を受け付けます

次の要件すべてに当てはまる人は介護保険施設の居住費・食費の負担が軽減されます。  
①生活保護受給者または市民税非課税世帯(別世帯の配偶者含む)  
②預貯金が単身で1,000万円以下・夫婦で2,000万円以下の人  
※現在、交付している認定証の有効期限は7月31日(金)です。引き続き認定を受ける場合は更新申請が必要です。更新申請は、6月22日(月)から長寿福祉課(本庁舎1階 ☎537-5742)、各支所で受け付けます。

### 子どもに関する出張相談

①坂ノ市市民センター、②大南市民センターへ社会福祉士や臨床心理士などが出張し、子どもに関する相談を行います。 ※要事前予約  
■申込み・☎ 電話で、①は東部子ども家庭支援センター(☎527-2140)、②は西部子ども家庭支援センター(☎541-1440)へ。 ※中央(☎537-5688)・東部・西部子ども家庭支援センターでの相談は、各センターの窓口で受け付けています。



### 特定健診受診に関するお願い

特定健診の受診券(黄色)を発送しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特定健診の実施内容・期間を変更する場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。なお、受診の際は健診機関へ実施状況の確認と、事前の予約を行い、せきエチケットなど感染症対策のご協力をお願いします。健診当日、発熱や倦怠感がある場合は無理をせず、体調の良い日に受診しましょう。  
☎ 国保年金課(☎537-7175)

### ご存じですか?屋外広告物制度

屋外広告物を掲出するときは、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として市長の許可を受けることとされています。詳しくは、まちなみ企画課(☎537-5968)へ。

### 土・日曜日、時間外のマイナンバーカード受け取りおよび申請(予約制)

土・日曜日および指定する日の時間外に窓口を開設し、マイナンバーカードの受け取りなどができるようになります。  
■日時:6月18日(木)・27日(土)・28日(日)、7月11日(土)・12日(日)・16日(木)、8月8日(土)・9日(日)・20日(木)  
土・日曜日は午前9時~午後5時 木曜日は午後6時~7時  
■場所:市民課(本庁舎1階④番窓口)  
■申込み・☎ 電話で、来庁希望日の1週間前までに市民課(☎537-7298)へ。

### 市公式アプリをご利用ください

防災・緊急情報やごみ収集情報、市ホームページの新着情報を受け取れる他、市無料公衆無線LANへの接続機能等が利用でき、英語や中国語などにも対応しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。情報政策課(☎537-5606)へ。  
アプリのダウンロードはこちらから



### 住宅用火災警報器は維持・管理が大切です

●年に1回程度、引きひもを引く、点検ボタンを押すなどして作動点検をする。  
●設置後10年を経過したものは内部の電子部品が劣化している場合があるため、本体を交換する。  
●ほこりなどで火災を感知しにくくなる場合があるため、定期的に掃除をする。  
☎ 消防局予防課(☎532-3199)



### 公共下水道が整備されたら接続をお願いします

下水道が整備された地域で、浄化槽を使用している家庭は1年以内に、くみ取り便所を使用している家庭は3年以内に下水道に接続してください。  
☎ 上下水道局営業課(☎538-2416)

## 01 お知らせ

### 市税の証明・閲覧申請手続き

市税・資産に関する証明や閲覧請求の際には、請求者の本人確認を行います。6月12日(金)からは、証明窓口が混雑します。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、証明書は郵送による受け付けをお願いしています。詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。  
■個人名義の証明・閲覧:●本人が申請…運転免許証や健康保険証など ●本人以外が申請…窓口に来る人の運転免許証や健康保険証など、本人の印鑑を押印した委任状  
■法人名義の証明・閲覧:●代表者が申請…代表者の運転免許証や健康保険証など、法人印(会社名の入った代表者印) ●代表者以外が申請…窓口に来る人の運転免許証や健康保険証など、法人印を押印した委任状  
☎ 税制課(☎537-5673)

### 廃棄物対策課からのお知らせ(☎537-7953)

◎産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の提出  
産業廃棄物管理票交付者は、管理票に関する報告書の提出義務があります。元年度実績(平成31年度)を6月30日(火)までに提出してください(電子マニフェストを利用した場合は除く)。  
◎ポリ塩化ビフェニル(PCB)などの保管状況の届け出  
ポリ塩化ビフェニルを含む電気機器を保管・所有している事業者は、PCB廃棄物などの保管および処分状況の届け出義務があります。元年度実績(平成31年度)を6月30日(火)までに提出してください。

### 今月の納税

市県民税 納期限  
第1期 6/30(火)  
国民健康保険税 第1期

市税の納付は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。  
☎ 納税課 ☎537-5611  
☎ 国保年金課 ☎537-5616



## 07 市報クイズ

○に入る言葉は何か？ヒントは、この市報の中にあります！

警戒レベルと避難のタイミング  
警戒レベル3は高齢者等避難！  
警戒レベル4は「〇〇〇〇」！

### ■応募方法

はがきに、答え、住所、氏名、年齢、電話番号、市報の感想を記入し、6月15日(月)〈消印有効〉までに広聴広報課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎537-5713)へ。正解者の中から抽選で、大葉みそセットを3人にプレゼントします。※当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

### 5月1日号「市報クイズ」の答え

一定期間であれば無条件で  
契約を解除できる

「**ク** **ー** **リ** **ン** **ク**」オフ制度

## 08 善意の泉

善意の寄付が相次いでおります。

お礼申し上げます。

### ◎市へ

- 株式会社舞鶴酒販
- 原優梨子

### ◎社会福祉協議会へ

- 篤志寄付
- 宮崎恵美子(寒田北町)/ボランティア豊府

### ◎香典返し寄付

- 大分地区 氏田成人(長浜町)/安藤久美子(高城本町)/家長卓史(今津留)/神志那初子(顕徳町)/遠藤京子(高崎)/柴田美智子(津守)/池邊優(新町)/副淑子(富岡)/黒瀬一代(東原)

- 鶴崎地区 佐藤文彦(宮内河)/岩本賢一(小池原)/上木良一(皆春)/甲斐節子(三佐)

- 大在地区 松木孝弘(須賀)

- 坂ノ市地区 廣瀬知親(佐野)/大塚忠宏(久原南)/花畑温美(丹川)

- 大南地区 田島春美(端登)

- 植田地区 後藤優(緑が丘)/辻美恵子(緑が丘)/宇野知子(上宗方)/津崎東海(宮苑)/安東重敏(高瀬)/戸坂文江(寒田)

- 佐賀関地区 八條義孝(本神崎)

- 市外 幸一二(福岡市)

以上4月15日受付分まで

## 買う前に！シニア向け スマートフォン体験講座

無料

- 日時:6月26日(金) 午前10時～正午、午後2時～4時
- 対象:60歳～70歳未満
- 定員:各20人(先着順)
- 申込み・場所・☎ 電話で、6月2日(火)からライフバル(☎573-3770)へ。

## 06 街のホット情報

### 第31回豊の国ねんりんピック 予選会シルバー将棋大会 (当日受付)

- 日時:6月7日(日) 午前10時～(午前9時30分受付開始)
- 場所:県総合社会福祉会館3階(大津町2丁目) 研修室2
- 対象:市内居住で、昭和36年4月1日以前に生まれた人
- 参加料:2,000円(昼食代含む)
- ☎ 県将棋連合会事務局 七蔵司(☎080-3994-3588)

### ハッピーファミリー応援教室

無料

#### ①ブレマ・プレバパスクール

- 時間:午後1時～4時
- 内容:妊娠期の心身の変化と過ごし方、新生児の育児講座、妊婦体験、沐浴実習など
- 対象:初妊婦とその夫
- 定員:12組(先着順)

#### ②親子スキンシップ教室

- 時間:午後1時30分～4時
- 内容:ベビーマッサージなど
- 対象:生後3～5カ月児とその父母
- 定員:17組(先着順)

☐ 月日:6月27日(出)

☐ 場所:植田市民行政センター

※両教室参加者の交流会あり。

☐ 申込み・☎ 電話で、6月2日(火)から県助産師会(☎534-0753)へ。

### 国民年金保険料は口座振替が便利です

国民年金保険料は、口座振替で納めることができ、まとめて前納すると、割引が適用されます。手続きは、金融機関、郵便局、大分年金事務所まで受け付けています。

■持参するもの:年金手帳、通帳、金融機関届出印

☎ 大分年金事務所(☎552-1211 自動音声案内2→2)

## 05 講座&教室

### 魚料理教室 ～タイとタチウオとイワシ～

- 日時:6月21日(日) 午前9時30分～午後1時
- 対象:個人、団体、グループ
- 定員:20人(多数時は抽選)
- 参加料:1人1,000円(材料費)
- 申込み・場所・☎ 往復はがき(1組1枚)に、住所、氏名、電話番号、団体・グループの場合は参加者全員の氏名を記入し、6月15日(月)〈必着〉までに公設地方卸売市場管理事務所(〒870-0018 豊海三丁目2-1 ☎533-3113)へ。



### 情報学習センターの各種教室

#### ①Webメールの使い方

- 日時:7月6日(月) 午後2時～4時
- 対象:パソコンの基本操作ができる人
- 申込期限:6月22日(月)〈必着〉

#### ②【iOS】はじめてのInstagram(インスタグラム)

- 日時:7月2日(木) 午前10時～正午
- 対象:iPad(またはiPhone)の基本操作ができる人 ※Instagramの登録にはご自分のメールアドレスが必要です。
- 申込期限:6月18日(木)〈必着〉

- ☐ 定員:①20組 ②10組(いずれも多数時は抽選)
- ☐ 受講料:①②300円

☐ 申込み・場所・☎ 直接または電話、はがき、ファクス、Eメールで、住所、氏名、電話番号、教室名、月日を、情報学習センター(〒870-0851 大石町一丁目3組 ☎545-8616 ☎545-5065 ✉omc@hyper.or.jp)へ。



## 「ムッチャン平和祭」の 千羽鶴募集

- 平和市民公園ワンパク広場にあるムッチャン平和像に献納する千羽鶴を募集します。 ※鶴に糸を通し、フックに掛けられる状態にしてください。(長さ100cm程度)
- 受付期間:6月1日(月)～7月31日(金)
- 受付場所・☎ 総務課(本庁舎3階 ☎537-5602)



## 「大分市成人記念集会」 実行委員募集

- 対象:市内に居住または勤務・通学する新成人(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)で、実行委員会に継続して出席できる人
- 実行委員会:9月～3年1月に10回程度開催予定(平日の夜間)
- 定員:10人程度(多数時は書類選考)
- 申込み・☎ 封書またはEメールで、住所、氏名(ふりがな)、生年月日、電話番号、応募の動機(200字程度)を、6月30日(火)〈必着〉までに社会教育課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎537-5722 ✉syakaikyoiku@city.oita.oita.jp)へ。

## 04 イベント

### 関崎海星館 日食観察ワークショップ

#### ①日食観察筒をつくろう

- 時間:午前11時～正午

#### ②日食グラスをつくろう

- 時間:午後2時～3時
- ☐ 月日:6月20日(土)・21日(日)
- ☐ 対象:高校生以下
- ☐ 定員:各10人(多数時は抽選)
- ☐ 参加料:各300円

☐ 申込み・場所・☎ 往復はがき(1人1枚)に、工作名、実施日・時間、住所、参加者の氏名・年齢・学年を記入し、6月6日(土)〈消印有効〉までに関崎海星館(〒879-2201 大字佐賀関4057-419 ☎574-0100)へ。

## おおいた夢色音楽祭2020 出演者・スタッフ募集

- おおいた夢色音楽祭の①みゅーじふる・たうん(ストリートライブ)、②夢色ミュージックコンテスト2020に出演するミュージシャンと、当日ステージ運営の補助や進行などを行う③ステージスタッフ、④MCスタッフを募集します。
- 月日:10月24日(土)・25日(日)
- 場所:祝祭の広場や大分駅周辺、市内中心部の商店街、公園など
- 申込方法:文化振興課(本庁舎5階)、各支所などに備え付けの申込書(おおいた夢色音楽祭ホームページでダウンロードも可)に記入し、①②6月1日(月)～7月15日(水)、③④6月1日(月)～8月31日(月)までにおおいた夢色音楽祭実行委員会事務局(☎513-4280)へ。

☎ 文化振興課(☎537-5663)



## 屋外彫刻清掃ボランティア募集

市では、「彫刻を活かしたまちづくり事業」の一環として、屋外彫刻作品の清掃事業を行っています。ボランティアに参加し、まちなかにある美術作品を身近に感じてみませんか。参加には、事前登録が必要です。

- 申込み・☎ 直接または電話で、公園緑地課(本庁舎7階 ☎537-5975)へ。

## 子育てファミリー・サポート・ センター会員募集

育児の援助を受けたい「依頼会員」が、援助を行いたい「援助会員(20歳以上)」に1時間当たり600円～700円を支払って、会員同士で援助し合うシステムです。

- その他:援助会員になるには、2日間の講習会(無料)の受講が必要です(今回は7月9日(木)・10日(金)で、7月2日(木)までに申込みが必要)。
- 申込み・☎ 子育てファミリー・サポート・センター(子育て交流センター内 ☎576-8246)へ。

## 02 送付と振込

### 2年度市民税・県民税の通知書

- 対象者:住民票の有無に関わらず、令和2年1月1日時点で市内に居住し令和元年中(平成31年中)に一定額以上の所得があった人
- 送付時期:6月中旬
- 送付内容:金融機関などで納める人には、税額決定・納税通知書と納付書を送付します。口座振替で納める人や所得が公的年金のみで昨年10月から引き続き公的年金から特別徴収(天引き)されている人には、通知書のみを送付します。今年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告期限が延長されましたので、申告内容が通知書に反映できていない場合があります。この場合は、後日変更通知書を送付しますので、ご了承ください。

### ◎公的年金を受給している65歳以上の 人へ

日本年金機構などから支給される公的年金には、年金から市民税・県民税を特別徴収(天引き)して市区町村へ納入する「特別徴収制度」が適用されます。ただし、公的年金以外の所得がある場合、その所得に係る税額は給与からの特別徴収(天引き)や普通徴収(納付書や口座振替)で納めてください。なお、年金所得は、それ以外の所得と分けて計算しますので、二重に課税されるものではありません。

☎ 市民税課(☎537-5729、☎537-5730)

## 03 募集

### 生涯学習指導者募集

- 活動内容:公民館や地域の団体の依頼に応じて、生涯学習の指導を行う
- 対象:指導するための知識や経験がある個人・団体
- 分野:趣味一般、レクリエーション、スポーツ、文化・芸術など ※営利目的の活動や政治活動、宗教活動は除く
- その他・☎ 申込方法など詳しくは、社会教育課(第2庁舎4階 ☎537-5722)または各地区公民館に備え付けの申請書をご覧ください。



## 納税通知書の課税内容

※口座振替・特別徴収の人は様式が異なりますが項目は同じです。

課税標準額とは、国保加入者の前年中（平成31年、令和元年中）の総所得金額等からそれぞれ33万円を控除した金額の合計額です。

お問い合わせの際は、通知書に記載の通知書番号をお知らせください。

通知書番号 012345678 納組番号 国民健康保険に加入するすべての人には、必ず国保税がかかります。  
（※世帯主が国民健康保険に加入してなくても、家族のどなたかが加入していれば、世帯主が納税義務者となります。）  
 お問い合わせのときは通知書番号をお知らせください。

### ◎国民健康保険税の計算基礎

※保険税の決め方(税率等)は、裏面をご覧ください。

	基礎課税額	支援分(後期高齢者支援金等課税額)	介護分(介護納付金課税額)	年税額(①+②+③)
A 所得割	1,300,000円	1,300,000円	700,000円	320,700円
B 均等割額	112,450円	32,370円	17,500円	
C 均等割額	79,500円	23,100円	17,400円	
D 平等割額	25,700円	6,900円	5,900円	
E 算出額	217,650円	62,370円	40,800円	
F 軽減額	円	円	円	
G 限度超過額	円	円	円	
H 月割減額	円	円	円	
決定額	① 217,600円	② 62,300円	③ 40,800円	

徴収方法別税額  
 普通徴収額 円  
 特別徴収額 円

※被保険者の状況

氏名	算定月数	氏名	算定月数	氏名	算定月数
国民 健太	12	国民 康子	12	国民 保男	12

加入月数を表しています

①基礎分、②支援分は国保加入者全員に課税されます。③介護分は40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者)の国保加入者に課税されます。それぞれの項目は、下記A~Jの計算で算出されます。

### 上記の内訳

氏名	年齢	所得	基礎分	支援分	介護分
健太	50歳	所得103万円	○	○	○
康子	45歳	所得なし	○	○	○
保男	23歳	所得93万円	○	○	×

	課税標準額	基礎分	支援分	介護分
健太	103万円-33万円=70万円	○	○	○
康子	0円	○	○	○
保男	93万円-33万円=60万円	○	○	×
課税標準額の合計	130万円(70万円+60万円)			70万円

F 限度超過額 = D-Eが賦課限度額(12ページ表 下段)を超えた場合、超えた金額

G 月割減額 = 年度の途中で国保の資格を取得・喪失した場合、資格がなかった月分の国保税を12カ月分の税額から減額する金額

H 決定額 = D-E-F-G

I 年税額 = H(決定額①~③)の合計

J 被保険者の状況 = 2年度の課税計算の基となる状況(加入している人と加入月数を記載しています。)

### A 所得割額

課税標準額(例では1,300,000円)に税率を掛けて算出します。介護分は40歳以上65歳未満の国保加入者がいる場合のみ算出します(例では加入者2人、課税標準額は700,000円)。

課税標準額  
 × 基礎分(8.65%) = 112,450円  
 × 支援分(2.49%) = 32,370円  
 × 介護分(2.50%) = 17,500円

### B 均等割額

国保加入人数に、それぞれの額を掛けて算出します。介護分は40歳以上65歳未満の国保加入者の数で算出します。

加入人数  
 × 基礎分(26,500円) = 79,500円  
 × 支援分(7,700円) = 23,100円  
 × 介護分(8,700円) = 17,400円

### C 平等割額

一世帯当たり、それぞれ算出します。  
 基礎分 25,700円 支援分 6,900円 介護分 5,900円

D 算出額 = A+B+C(12カ月分の税額) ※100円未満切り捨て

E 軽減額 = (B+C) × 軽減割合  
 (軽減に該当する世帯には軽減割合が表示されます。)

## 2年度の国民健康保険(国保)税

6月中旬に、納税通知書を世帯主宛て送付します。口座振替の利用者や年金天引き(特別徴収)の人へも、通知書を送付します。世帯主自身が勤める会社などの健康保険に加入し、国保に加入していない場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば、**世帯主が納税義務者**となります。

※ただし、この場合の世帯主の所得は税額計算には含まれません(軽減判定の計算(14ページ)には含まれます)。

### 国保税の仕組み

世帯単位で課税され、加入者の所得によって算出される**所得割**、加入者数やその世帯に賦課される**均等割・平等割**で構成されています。そのため、**税額は世帯により異なります**。年税額は、毎年4月から翌年3月までを1年度として、次の①~③を合計した額となります。

区分	課税標準	税率		
		基礎分	支援分	介護分
①所得割額	前年中の総所得金額などから基礎控除(33万円)を差し引いた額 ※所得のある人個々に計算	8.65/100	2.49/100	2.50/100
②均等割額	世帯の被保険者数1人当たり ※介護分は第2号被保険者数1人当たり	26,500円	7,700円	8,700円
③平等割額	1世帯当たり	25,700円	6,900円	5,900円
2年度 賦課限度額(最高限度額)		630,000円	190,000円	170,000円

### 基礎分

国保加入者の医療費などの費用として課税します。

### 支援分

後期高齢者医療制度への支援金などの費用として課税します。

### 介護分

介護保険制度への納付金として課税します。  
 ※40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者)の人に課税

## 国保税の年金天引き(特別徴収)

国保に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の2つの条件を満たす場合、原則、国保税を**世帯主の年金から**年金支給月ごとに天引きします。

- 国保の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- 国保の世帯主の介護保険料と世帯の国保税の1回の年金天引き(特別徴収)の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない

※年金天引きとなる世帯主には、「国保税特別徴収税額通知書」を送付します。なお、これまで年金天引きしていた世帯主で、3年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は年金天引きではなく、普通徴収(納付書または口座からの引き落とし)となります。

### 口座振替に変更できます

年金天引きの対象者は、申し出いただくことで、年金天引きを中止し、口座振替に変更できます。

※変更には3カ月程度かかります。



問 国保年金課 国保税の課税・減免など ☎537-5736  
 国保税の納付・相談など ☎537-5738

# 国保 おおいた

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんがお互いに支えあう仕組みです。納付いただく国保税は、国保事業の最も重要な財源になっています。今回は、国保税の内容や納付方法などについてお知らせします。

## 国保税の減免制度

国保税の納付が困難な人を対象とした減免制度を設けており、それぞれの基準により減免を受けられる場合があります。該当すると思われる人は、早めに国保年金課へご相談ください。なお、減免を受けるには、事前に申請書の提出が必要です(申請日以降に到来する納期の国保税が対象です)。

### 1 所得割減免

- 退職、失業、疾病などにより、当該年の所得が前年に比べて著しく減少した場合
  - 世帯主(擬制世帯主\*を含む)と国保加入者全員の前年中の所得金額の合計が400万円以下で、かつ、当年中の所得金額等の合計が前年中の10分の7以下に減少すると認められる場合
- \*世帯主自身は国保でないが、世帯員が国保に加入している世帯の世帯主

### 2 天災等による減免

- 天災により納税義務者が障がいを負った場合
- 災害等により住宅や農作物に被害が出た場合

### 3 その他の減免

- 前年および当年中の収入が生活保護基準等を準用した金額以下の場合
  - 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合
- ※条件など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### ※被扶養者に係る減免

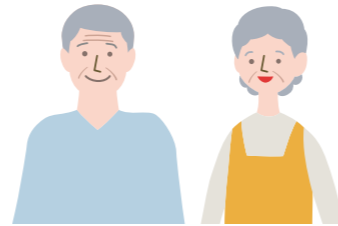
被用者保険(社会保険など)から後期高齢者医療制度に移行した人で、65歳以上の被扶養者が国保被保険者になった場合

## 年度途中に75歳になる人へ

1 国保加入者で、3年3月末までに75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前月までの国保税を計算し、他の加入者の1年分の国保税との合計額を年税額としています。

2 国保税を年金天引き(特別徴収)で納めていた人も、75歳の誕生日を迎える年度分は普通徴収(納付書または口座からの引き落とし)になります。

3 後期高齢者医療保険料の決定通知書は、75歳の誕生日以降に郵送します。



### 後期高齢者医療保険料の口座振替

75歳の誕生日を迎え、国保から後期高齢者医療制度に移行した人は、国保税を口座振替で納めていた場合でも、改めて口座振替の申し出が必要で、口座情報は引き継がれませんので、ご注意ください。

## 国保税の納付が困難な場合は相談を

特別な理由がなく国保税を滞納すると

### 1 保険証返還

納期限から1年を経過する国保税が残っている場合は、保険証を返してもらい、代わりに資格証明書を交付します(特別の事情がある人、公費負担医療対象者等は除きます)。

※「資格証明書」は、いったん医療費が全額負担となり、後日、国保年金課の窓口で自己負担分を除く費用の支給請求をしてもらうことになります。なお、支給費用は国保税に充当していただく場合があります。

病気や災害、事業の休廃止などにより、納付がどうしても困難な場合は、国保年金課(☎537-5738)へご相談ください。

### 2 医療費全額負担

医療費がいったん全額負担になり、各種医療費助成の申請も制約されます。

### 3 給付の差し止め

納期限から1年6カ月を経過する国保税が残っている場合、国保の保険給付が一時差し止められます。



マイナンバーカードが被保険者証(保険証)として使えるようになります。

3年3月から、医療機関・薬局において、マイナンバーカードによる国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証のオンライン資格確認が始まります。利用するためには、事前にマイナポータルでの登録が必要です。

## 国保税の軽減制度

世帯(世帯主と被保険者、特定同一世帯所属者\*)の前年中(平成31年、令和元年中)の総所得金額等を合計した額が基準以下の場合に、均等割額・平等割額が減額されます。  
\*特定同一世帯所属者…市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人

【2年度改正点】  
軽減制度  
(5割軽減、2割軽減)が見直されました。

### 該当する世帯の所得額基準

区分	2年度	元年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+(28.5万円×被保険者等数)以下	33万円+(28万円×被保険者等数)以下
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者等数)以下	33万円+(51万円×被保険者等数)以下

※基礎分、支援分、介護分ともに軽減割合は同じです。

## 会社の倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどによる離職をされた人へ

### 国民健康保険税が軽減されます

雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業給付を受ける人は、申告することで前年の給与所得を30/100とみなして国保税を算定します。

雇用保険受給資格者証						
1.支給番号	2.氏名					
3.被保険者番号	4.性別	5.離職時年齢	6.生年月日	7.求職番号		
8.住所又は居所						
9.支払方法(金融機関コード(口座)番号)						
10.資格取得年月日	11.離職年月日		12.離職理由			
13.60歳到達時賃金日額			14.離職時賃金日額			
15.求職申込年月日	16.認定日	17.受給期間満了年月日				
18.基本手当日額			19.所定給付日数			
20.特殊表示(災害時、一括、巡回、市町村)						

### 必要なものは?

①雇用保険受給資格者証をご用意ください  
雇用保険の受給資格がない人や離職日に65歳以上の人は対象ではありません。また、雇用保険特例受給資格者証「特」や雇用保険高齢受給資格者証「高」は様式が似ていますが、対象ではありませんのでご注意ください。

### 対象者は?

②「12.離職理由」の欄を確認  
11・12・21・22・23・31・32・33・34の数字の人が対象(特定受給資格者または特定理由離職者)です。  
※上記以外の数字の場合は、軽減の対象ではありません。

### 軽減の期間は?

③「11.離職年月日」の欄を確認  
この日の翌日から翌年度末までの期間が軽減期間です。  
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

### 軽減を受けるには、申告が必要です。

雇用保険受給資格者証を持って、国保年金課、各支所、各連絡所へ。詳しくは、国保年金課 賦課・資格担当班(☎537-5736)へ。



知っておきたい

# OITA 防災

## 今日から始めよう、「防災対策」!

まずは、日ごろから一人ひとりが防災意識を高め  
“自分の周りにどのような危険が及ぶのか”を考え  
被害を少なくするために行動しましょう。

第2回



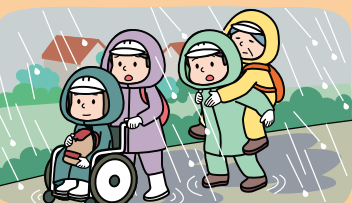
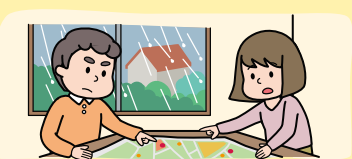

## 水害・土砂災害時の避難行動 警戒レベルと避難のタイミング

警戒レベル3は高齢者等避難!

大分市公式アプリに防災・緊急  
情報通知機能が追加されました



# 警戒レベル4で全員避難!

警戒レベル	気象庁や市から出される情報	住民がとるべき行動
5	災害発生情報	命を守るための 最善の行動をとる 
4	避難勧告、 避難指示(緊急)	全員避難 ・指定避難場所に 速やかに避難する ・移動が危険な場合は 屋内安全確保 
3	避難準備・ 高齢者等避難開始	要配慮者は避難開始 ・高齢者、障がい者、 乳幼児など ・その他の人は避難の準備 
2	注意報	避難行動を確認する ・ハザードマップなどを確認 ・避難場所、避難経路、 避難のタイミング 
1	早期注意情報	災害への心構えを高める ・最新の防災気象情報に 注意する 

● わが家の防災マニュアル等で住んでいる場所の災害危険度を把握しておきましょう。  
(ハザードマップで着色されていないところでも、周りと比べて低い土地や崖のそばなど  
にお住まいの人は、気象情報等を参考に必要に応じて避難してください)

❗ 警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう

❗ 「避難」とは「難」を「避」けることです  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

❗ 避難先は小中学校・公民館だけではありません  
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

昨年9月に  
全戸へ  
配布済み

